

# 各 種 表 彰 規 程

(表彰)

第 1 条 定款第 3 条に定める当協会の目的である山梨県の陸上競技の普及と振興、並びに競技力の向上に寄与した者を、同第 4 条 7 号及び本規程により表彰する。

(表彰対象者)

第 2 条 表彰対象者は、原則として本協会登録者で人格及び品行に優れ、下記の各号に該当するものとする。

- (1) 評議員、正副会長、理事及び監事の任にあった者。
- (2) 各委員長として 4 年以上（2 期以上）の任にあった者。
- (3) 日本陸連の公認審判員の資格を有し、本協会において多大な成績のあった者。
- (4) 本協会所属の優秀なる成績を残し、競技生活も優秀な競技者。
- (5) その他、理事会で推薦し、認められた者。

(表彰の名称と表彰者数)

第 3 条 表彰の種類等は下記のとおりとする。

- (1) 山梨県記録章 樹立者
- (2) 山梨陸上競技協会功労賞 若干名(満 50 歳以上 4 月 2 日付け)
- (3) 山梨陸上競技協会優秀選手賞
  - ・特別優秀選手賞  
日本代表として国際競技会に出場した競技者
  - ・最優秀選手賞  
その年度の最も優秀な競技者（男女各 1 名）
  - ・優秀選手賞  
小学生 若干名  
中学生、高校生、大学生及び学生以外の競技者部門から各 6 名
- (4) 山梨陸上競技協会優良審判員表彰（若干名）
  - ・日本陸連公認の S 級審判員で、競技運営に多大な功績のあった者
  - ・年間 10 回以上大会出席者

(表彰者の選考)

第 4 条 推薦者及び選考は下記のとおりとする。

- (1) 推薦者は規程の様式による推薦調書を会長に提出する。
- (2) 最優秀選手及び優秀選手は強化委員会が、推薦調書を会長に提出する。
- (3) 優良審判員表彰は審判委員会が、推薦調書を会長に提出する。
- (4) 選考は理事会にて検討し、決定する。

(表 彰 式)

第 5 条 本協会規定の年間表彰は 2 月に行う。

- (1) 山梨陸上競技協会表彰
  - ・山梨県記録章
  - ・山梨陸上競技協会功労賞
  - ・山梨陸上競技協会 特別優秀選手、最優秀選手、優秀選手賞
  - ・山梨陸上競技協会優良審判員表彰
- (2) 関東陸上競技協会表彰（下記表彰者）
- (3) 山梨県体育功労者表彰（     〃     ）
- (4) 日本陸上競技連盟表彰（     〃     ）

〔関係機関 栄章授与者推薦基準〕

関東陸上競技協会感謝状 推薦基準

関東陸上競技協会表彰の推薦基準は次の通りとする。

- (1) 本協会の評議員、正副会長、理事及び監事の任にあった者。
- (2) 本協会の委員長として6年以上（3期以上）の任にあった者。
- (3) 日本陸連の公認審判員の資格を有し、満50歳以上（4月2日付け）で本協会の運営において多大な功績のあった者。
- (4) その他、本協会の発展新興に功績があり、理事会で認められた者。
- (5) 推薦者は規定の推薦調書を会長宛に提出し、理事会をもって選考会とする。

公益財団法人山梨県体育功労賞 推薦基準

公益財団法人山梨県体育協会による体育功労者表彰の推薦基準は次の通りとする。

- (1) 本協会の評議員、正副会長、理事及び監事の任にあった者。
- (2) 本協会の委員長として8年以上（4期以上）の任にあった者。
- (3) 日本陸連の公認審判員の資格を有し、満50歳以上（4月2日付け）で本協会の運営において多大な功績のあった者。
- (4) 推薦者は規定の推薦調書を会長宛に提出し、理事会をもって選考会とする。

公益財団法人日本陸上競技連盟の各種表彰規程

公益財団法人日本陸上競技連盟は秩父宮章、高校優秀コーチ・中学優秀コーチに対して、それぞれの栄章を贈り、その名誉を表彰するため、次の規定を定める。

- (1) 秩父宮章
  - ・日本陸上競技連盟あるいは加盟団体に功績があった者に贈与する。
  - ・山梨陸上競技協会の推薦受け、関東陸上競技協会から推薦（関東陸協毎年4名以内）
- (2) 高校優秀コーチ章

過去に同章の受章がない者で、別表1の推薦基準を満たし、高校生年代（15歳～18歳）の競技者のコーチとして、特に功労があった者（ただし、現場で直接指導している者）、毎年各加盟団体1名以内に授与する。
- (3) 中学優秀コーチ章

過去に同章の受章がない者で、別表1の推薦基準を満たし、中学生年代（12歳～15歳）の競技者のコーチとして特に功労があった者（ただし、現場で直接指導している者）、毎年各加盟団体1名以内に授与する。

※・高校優秀コーチ章及び中学優秀コーチ章の対象は日本陸上競技連盟登録者とする。

  - ・高校優秀コーチ章及び中学優秀コーチ章の対象は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認陸上競技コーチ3、公認陸上競技コーチ4（以上、JAAF公認コーチ）、または公認陸上競技コーチ1、公認陸上競技コーチ2（以上、JAAF公認ジュニアコーチ）の資格を有する者とする。
- (4) 「安藤百福章記念章」指導者表彰

青少年の陸上競技指導育成に功績のあった人々を顕彰  
山梨県小学校連合の推薦受け、山梨陸上競技協会から推薦（毎年1人）

別表 1 高校優秀コーチ章・中学優秀コーチ章推薦基準

|   |                                                                                |
|---|--------------------------------------------------------------------------------|
| ■ | 陸上というスポーツ及び競技者の未来への責任を自覚するとともに、陸上の本質的な価値や楽しさを伝えることにより、アスレティックファミリーの拡充に貢献している者。 |
| ■ | コーチング理論やスポーツ医・科学の知見を活かし、幼少年期からのスポーツライフステージや競技レベルに応じた適切で質の高い指導（コーチング）を実践している者。  |
| ■ | 競技者の人間的な成長と競技力の向上を多面的に支援するために、アントラージュ間の連携を深めながら、常に学び続けている者。                    |
| ■ | 暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、豊かなスポーツ文化の創造や社会的価値の向上に貢献している者。                       |